

長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する規則

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する条例(令和2年条例第2号。以下「条例」という。)を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(医師の指定)

第2条 条例第2条第2項の規定による診断を行う医師には、国家公務員又は地方公務員である医師を指定するものとする。但し、特別の事由があるときは病院その他の医師を指定することができる。

(医師の診断)

第3条 広域連合長は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間が6月をこえるものであるときは、6月ごとにその指定する医師に休職者を診断させ、その結果を徴しておかなければならない。

2 広域連合長は、法第28条第2項第1号に該当するものとして休職を命じた者を条例第3条第2項の規定により復職させるにはその指定する医師に休職者を診断させ、その結果に基かなければならない。

3 前2項の場合における医師の指定については、前条の規定を準用する。

(書面の交付)

第4条 条例第2条第3項に規定する書面の交付は、職員に直接行なわなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、内容証明郵便等確実な方法により送達しなければならない。

2 前項の書面の交付又は送達は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を長野県地方税滞納整理機構公告式条例(平成23年1月4日長野県地方税滞納整理機構条例第2号)の規定の例により告示することによってこれに替えることができるものとし、その告示の日から2週間を経過したときに書面の交付があつたものとみなす。

(分限に関する処分の報告)

第5条 広域連合長は、職員の意に反する免職の処分を行なつたときは処分説明書の写を添えて、職員の意に反する休職の処分を行なつたときは別記様式により、それぞれ公平委員会に報告するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるものの外、この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式)

休 職 処 分 報 告 書

長税整第 号
年 月 日

長野県地方税滞納整理機構公平委員会委員長 様

長野県地方税滞納整理機構
広域連合長 ⑩

地方公務員法の規定に基づき、次の者を休職処分に付したから、長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の分限に関する規則第5条の規定によって報告します。

(年 月分)

所 属	氏 名	年 齢	休 職 事 由	休 職 期 間		備 考
				始 期	終 期	

- (注) 1 休職事由が心身の故障のための場合には病名等を記入すること。
2 更新の場合には、当該処分の最初の発令年月日を備考欄に記入すること。